



外務省
MOFA Japan

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

ハーグ条約って なんだろう？



外務省

これでわかる! ハーグ条約



わかりやすく説明しますので
最後まで読んでくださいね!

日本は国境を越えた
「子の連れ去り」に対処することを
目的とした「国際的な子の奪取の
民事上の側面に関する条約」

いわゆるハーグ条約
を締結し、
2014年4月1日から
発効することになりました…

ハーグ条約、発効へ



最近テレビや新聞で
「ハーグ条約」って
みるけど、
これってなんなの?

お、はぐ坊、
新聞なんて
読んでえらいなあ



ハーグ条約は、
はぐ坊が生まれる前の
1980年に国際的な子の
連れ去りを防ぐことを
目的として作られた
国と国どうしの約束だよ



オランダのハーグ
というところで
作られたから、
通称ハーグ条約
って呼んでいるんだ



で、「子の連れ去り」とか「奪取」
って何?



「ハーグ条約」に
入るとどうなるの?

子っていうけど、
僕にも関係
あるの〜?

質問が
いっぱいだなあ



説明するから
食べてから
話そうね★



おわった☆

早っ



まず
「子の連れ去り」
っていうのは…

例えば、国際結婚をした
夫婦が不仲になってしまっ
た場合に、片方の親がもう
一方の親の同意を得ずに
子どもを外国に連れ去って
しまうことなんだ



連れ去られた子どもは、
違う国にきて、元の国に
残されたもう片方の親や、
友達、話していた言葉と
いった慣れ親しんだ環境
から引きはなされてしまう



確かに、
いきなり外国
にいたら
どうなるんだろう



そこで、連れ去られた子どもの
利益のために子どもを
元の国に戻すための
国際協力の仕組みを
定めたのがハーグ条約
なんだよ

よかったね

友達とも別れないと
いけないい学校も
かわるんだよね…

でも、そんなときに、「ハーグ条約」に入ると、実際何がかわるの？

日本がハーグ条約に入っていないときには、日本から外国に子どもを連れ去られた親は、ハーグ条約にもとづいて子を返してもらおうと求めることはできなかったんだ

多くの日本人の親が異なる法律や文化の壁を乗り越えながら、自力で連れ去られた子の居所を探し出して、

外国の裁判所に子どもを返してくれと訴えなければならぬ状況に置かれてしまっていたんだよ

うーん...

いきなり広い外国で誰の助けもなく小さな子どもを探すってすごく大変そうだね

そうなんだ

そして、外国から日本に子どもが連れ去られてきた場合も同じように、

外国に残された親も、子どもを返してもらおうと求めることができず、日本に連れ去られた子どもに会うことが難しくなっていました

このせいで、たとえば、外国で離婚して生活しているお母さんが子どもと一緒に一時帰国しようとした場合でも、

外国に出ちゃだめ！って出国を許可されない事態も出てきてしまっていたんだ

~~出国~~ NO

ええ、自分の生まれた国にちょっと帰るのもだめなの？ なんで??

ちょっとくらいいいよ？

子どもを連れて一時帰国した親が帰ってこない場合、残された親、ここではお父さんだけ…

ハーグ条約に入っていない場合は、条約にもとづいて子どもを返してくれていえないんだ

日本が条約に入っていない場合



日本が条約に入った場合



そこで自分の子が戻ってこなかったら大変だから、外国の裁判所が子どもや親の出国自体をとめてしまおうということもしばしば起こってしまっていたんだ

出国不可

そっかあ、ハーグ条約に入ると、残された親が、国に助けをもらって、子どもを見つけて返してくれていえたり、会ったりすることができるんだね

そうそう、ハーグ条約のもとでは、子どもを迅速に元いた国に返すことが原則になっているから、この仕組みが働くと、子どもの連れ去りの発生を事前に防止することが可能になるし、

STOP!



連れ去り

渡航制限

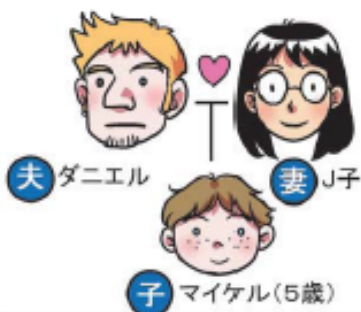
返還の手立てが確保されていれば、条約に入っていないことを理由として日本への子どもを伴う渡航制限も防ぐことができるだろうね

はな坊はかしこいゆねー

のみこみか早いゆねー



パパの友達J子はアメリカ人の夫と結婚したんだけど、



アメリカから日本へ子どもを連れて帰ってきた



そこで夫はハーグ条約に基づいてアメリカの中央当局(ハーグ条約の運用を行う機関)に子どもを返して欲しいと申請したんだ

中央当局
(アメリカ)

中央当局などの支援のもと、当事者どうしの話し合いで解決することが目指されたんだけど……

NO

裁判所
(日本)

J子は話し合いには応じなかったために、日本でマイケルをアメリカに返すかどうかを決定する裁判をすることになったんだ

代理人

代理人



ふむ、なるほど

えーでもマイケルはアメリカに戻りたくないかも

お父さんがマイケルに暴力をふるうようなひどい人だった場合でも戻らなくちゃいけないの??



もちろん、十分に成熟した子どもが返還を拒んだり、元々住んでいた国に帰ることで子どもの心身に害悪が及ぶ重大な危険がある場合は、返還がされないこともあるんだよ



子どもを守るのが優先!!

ちなみに条約では返還拒否事由は、右のように規定されているんだ

ハーグ条約の返還拒否事由一覧

- 連れ去りから1年以上経過した後に裁判所への申立てがされ、かつ子が新たな環境に適応している場合
- 申請者が連れ去り時に現実に監護の権利を行使していなかった場合
- 申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合
- 返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある場合
- 子が返還を拒み、かつ該当事が、その意見を考慮するに足る十分な年齢・成熟度に達している場合
- 返還の要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により返還が認められない場合

いろいろあるんだ...

それから、もちろんアメリカに帰っても必ずしもお父さんのもとに戻されるわけじゃないし、これから誰がマイケルと暮らすかなどは、アメリカの裁判所で改めて決定されることになるんだよ

裁判所



むむっ

だったらJ子さんは、最初から連れ去りなんてしないで、



アメリカで裁判をしておけばよかったんじゃないかなあ??

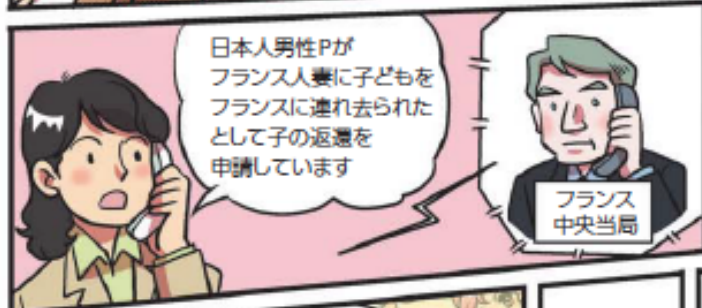
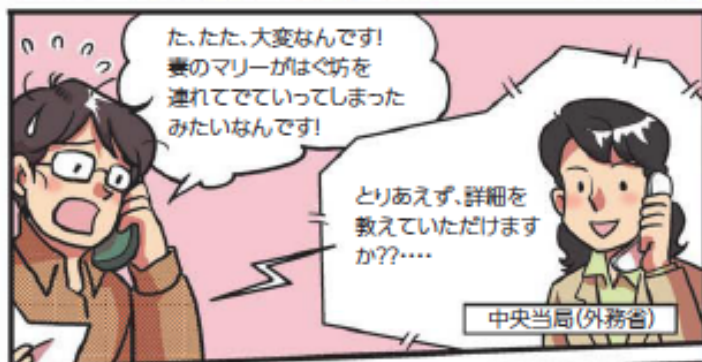
もちろん、それぞれの家族にはいろいろな理由や背景があるからいちがいに何が最もよかったか、ということは簡単ではないよね

言葉の壁、文化の違い、法的手続きの複雑さ、などなど...

でも、やっぱり、片方の親にだまって子どもに会わせなくしてしまうのはよくないよね

パパも突然はぐ坊に会えなくなったら、すごく悲しいなあ

苦しいよ、パパ...



このように、ハーグ条約は、子の利益を一番に考えて子の連れ去りを防止することを目的としています
 日本では、2014年4月1日から発効します
 詳細は、外務省ホームページをご覧ください
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

日本のハーグ条約締結によって変わること

ケース

1

日本からの連れ去り



ケース

2

日本への連れ去り



2 返還の申立て



母

条約に基づいて、
A国に子の返還を
求めることができる。

1 連れ去りが発生



2 返還の申立て



母

子

条約に基づいて、
日本に子の返還を
求めることができる。



日本の裁判所

ケース

ケース

3

外国に住む親に対する渡航制限



帰国できる!

子を返還する手立てがあるため、連れ去りの恐れが減り、また一時帰国が不許可になるような可能性も低い。

ハーグ条約のポイント

- 1 ハーグ条約は、国境を越えた子の不法な連れ去り等により適用されます。
- 2 ハーグ条約では、父親、母親及び子の国籍は関係ありません。子が国境を越えた形で不法に連れ去られていれば、日本人同士であっても適用される可能性があります。
- 3 返還の申立て手続きにおいては、親権や監護権の帰属については決定しません。
- 4 日本において条約が発効する前(2014年4月1日以前)に行われた子の連れ去り事案については、条約上の返還命令手続は適用されません。(ただし、面会交流については対象となります)
- 5 ハーグ条約が適用されるのは、連れ去り先、連れ去り元の国が双方ハーグ条約の締約国である場合です。

■ ハーグ条約締約国

計91か国 (以下地域ごとにアルファベット順)

欧州

アルバニア、アルメニア、アンドラ、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルクメニスタン、ウクライナ、英国、ウズベキスタン

2014年1月現在

中東

イスラエル、トルコ

アジア

中国(香港、マカオのみ) シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、日本(2014年4月1日発効)
※中国のその他の地域には適用されない

北米

カナダ、米国

アフリカ

ブルキナファソ、ガボン、ギニア、レソト、モーリシャス、モロッコ、セイシェル、南アフリカ、ジンバブエ

大洋州

オーストラリア、フィジー、ニュージーランド

中南米

アルゼンチン、パナマ、ペルー、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

Q&A

Q1 条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合、ハーグ条約の適用対象になるのでしょうか？

A1 子の国境を越えた連れ去りが日本においてハーグ条約が発効する平成26年4月1日より前に行われた場合には、ハーグ条約に基づき、子を元々居住していた国へ返還することを求めることはできません。ただし、条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合であっても、条約に基づき、子との面会交流を実現するための援助を要請することは可能です。



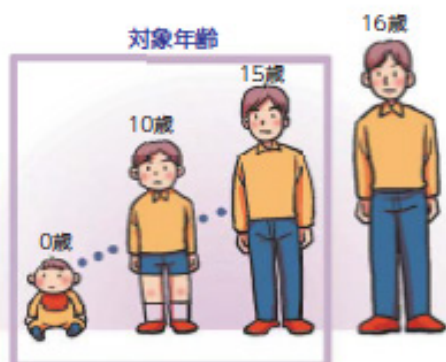
Q2 元配偶者が無断で子を日本から海外へ連れ去ってしまったのですがどうしたら良いのでしょうか？

A2 子が連れ去られた先の国がハーグ条約締約国である場合には、子を日本へ返還するための支援や子との面会交流を実現させるための支援を日本や海外の中央当局に対し申請することができます。日本の中央当局（外務省ハーグ条約室）への申請方法の詳細につきましては、外務省HPをご覧ください。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



Q3 条約の対象となる子は何歳でしょうか？

A3 16歳未満の子が対象となります。



Q4 日本へ子を連れて帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合逮捕される危険性はあるのでしょうか？

A4 国によっては、他の親権者の同意なく子を国外へ連れ出すことも誘拐罪等に問われ、逮捕されることもあります（米、英、仏、豪等）。そのようなことが起きないように子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず現地の弁護士等に相談してください。



Q&A

Q5 DV被害者に対する配慮や支援はあるのでしょうか？

A5 ハーブ条約が適用されても、必ずしも子を返還しなければならないわけではなく、子の返還を求める親が子に対し暴力等を振るうおそれがあったり、もう一方の親に対して、子に悪影響を与えるような暴力等を振るうおそれ等の事情があれば、返還の拒否が認められることがあります（詳細は、5ページを参照下さい）。なお、外務省ハーブ条約室では、ハーブ条約の実施にあたってDV被害者の方に適切な対応ができるような専門家を職員として採用している他、在外公館においてもDV被害者に対する支援を強化しています（詳細は、Q6を参照下さい）。



Q6 家庭内での問題を抱えている方に対して在外公館はどのような支援をしてくれるのでしょうか？

A6 日本の在外公館では、家庭問題への対応の強化として以下のようなサービスを行っています。詳しくはお近くの在外公館にご相談下さい。

- 家族法や渉外民事専門の弁護士（可能な限り日本語が通じる弁護士）や各種窓口（調停、面会交流、DV被害者支援団体、通訳・翻訳家等）の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・要請
- 家庭問題に関する在外公館への相談内容の記録の作成及び要請がある場合の相談者への提供

Q7 中央当局は子の連れ去り問題の友好的な解決を実現するためにどのような支援をしてくれるのでしょうか？

A7 日本の中央当局（外務省ハーブ条約室）では、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争解決手続（ADR）機関の紹介、弁護士紹介制度の案内、面会交流支援機関の紹介等の支援を行います。また、経済的な困難を抱えた方は、弁護士費用等の貸付制度である民事法律扶助制度も利用できます。民事法律扶助制度の詳細については、日本司法支援センター（通称：法テラス）のHPをご覧ください。

URL: <http://www.houterasu.or.jp/>



ハーグ条約って なんだろう？



中央当局

外務省領事局ハーグ条約室

〒100-8919 東京都千代田区麹ヶ岡 2-2-1

TEL: 03-5501-8466

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/Index.html>

E-mail: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

在外公館

下記在外公館リストをご覧ください。

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/ainai/Zalgai/list/Index.html>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区麹ヶ岡 1丁目 1-3

弁護士会館 15階

TEL: 03-3580-9841(代表)

URL: <http://www.nichibenren.or.jp/>

裁判所

(1) 東京家庭裁判所

〒100-0013 東京都千代田区麹ヶ岡 1丁目 1-2

TEL: 03-3502-8311

URL: <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/>

(2) 大阪家庭裁判所

〒540-5321 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-13

TEL: 06-6943-5321

URL: <http://www.courts.go.jp/osaka/>

日本司法支援センター(法テラス)

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2

ハーモニータワー 8F

TEL: 0570-078374 (法テラスサポートダイヤル)

URL: <http://www.houterasu.or.jp/>